

令和 3 年

第 6 回浦幌町議会臨時会会議録

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 開会
令和 3 年 1 1 月 3 0 日 閉会

浦 幌 町 議 会

令和3年第6回浦幌町議会臨時会（第1号）

令和3年11月30日（火曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時20分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 議案第75号 浦幌町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第76号 浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第77号 浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第78号 浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長 水澤一廣

副町長 山本輝男

町部局

総務課長	獅子原	将	文
まちづくり政策課長	岡崎	史	彦
町民課長	佐藤		亘
こども子育て支援課長	正保		操
保健福祉課長	廣富	直	樹
産業課長	小川	博	也
施設課長	早瀬		実
上浦幌支所長	小林	昭	典
会計管理者	山本	浩	宣
診療所事務長	鈴木		広

教育委員会

教育次長	熊谷	晴	裕
------	----	---	---

農業委員会

事務局長	坂下	利	行
------	----	---	---

監査委員

代表監査委員	神谷	敏	昭
--------	----	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小島	師	紀
議事係長	川上	信	義

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年第6回浦幌町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第6回浦幌町議会臨時会の運営について、去る11月26日午前、議会運営委員会を開催し、正副議長出席の下、提出される議案について理事者より説明を受け、日程及びその運営について協議をいたしましたので、報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、町長提出の一般議案、第75号から第78号までの4件であります。よって、会期は本日1日とするよう、また会議録署名議員につきましては順番に指名されるよう議長に申し入れております。

なお、本臨時会においても新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用等の対策を講じて会議を行うことといたしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の協議結果であります。議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、高橋匠議員、4番、伊藤光一議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日といたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせませす。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和3年11月25日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をいたしております。

次に、令和3年11月24日から11月29日までの1の議長等の動静及び2の議長が決定した議員の派遣結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。3のその他については、特に報告すべき事項はございません。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

1の町長等の動静につきましては、令和3年11月24日から令和3年11月29日までの動向につきましてはお手元に配付のとおりでありますので、御覧おきを願いたいと思います。

2のその他については、特段報告すべき事項はございません。

以上で行政報告といたします。

○田村議長 これで行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第75号

○田村議長 日程第6、議案第75号 浦幌町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の1ページを御覧願います。議案第75号 浦幌町職員の給与に関する条例の一部改正について。

浦幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の1ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、令和3年人事院勧告に伴う給与改定を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、表も併せて御覧を願います。上の表が再任用以外の職員、下の表が再任用職員の表となります。①の第1条関係につきましては、令和3年度分の改正になります。内容としましては、再任用以外の職員の期末手当の12月期支給率を0.15月分引き下げ、1.275月分から1.125月分とし、再任用職員の期末手当の12月期支給率を0.100月分引き下げ、0.725月分から0.625月分とするものでございます。

②の第2条関係につきましては、令和4年度以降の改正になります。内容としましては、再任用以外の職員の期末手当の6月期及び12月期の支給率を1.200月分とし、再任用職員の期末手当の6月期及び12月期の支給率を0.675月分とするものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料2ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第76号

○田村議長 日程第7、議案第76号 浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の3ページを御覧願います。議案第76号 浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次の

ように定める。

令和3年11月30日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の3ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、職員の期末、勤勉手当の合計月数との均衡を考慮し、支給月数を引き上げる改正を行うものでございます。

なお、会計年度任用職員の期末手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員ともに職員給与条例の規定を準用することとしているため、職員と同様に改正されるものでございます。

2、改正の内容でございますが、下の表も併せて御覧を願います。①の第1条関係につきましては、令和3年度分の改正になります。フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の12月期支給率を0.035月分引き上げ、0.4385月分から0.4735月分とするものでございます。

②の第2条関係につきましては、令和4年度以降の改正になります。フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の6月期及び12月期の支給率を0.456月分とするものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料4ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第77号

○田村議長 日程第8、議案第77号 浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の5ページを御覧願います。議案第77号 浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の5ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、町議会議員の期末手当について、職員の期末、勤勉手当の支給月数と同様に改正するものでございます。

2、改正の内容でございますが、下の表も併せて御覧願います。①の第1条関係につきましては、令和3年度分の改正になります。期末手当の12月期支給率を0.15月分引き下げ、2.225月分から2.075月分とするものでございます。

②の第2条関係につきましては、令和4年度以降の改正になります。期末手当の支給率について、6月期及び12月期の支給率を2.15月分とするものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料6ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第78号

○田村議長 日程第9、議案第78号 浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 議案書の7ページを御覧願います。議案第78号 浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について。

浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては、条文の朗読を省略し、説明資料により説明をさせていただきます。説明資料の7ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、特別職の期末手当について、職員の期末、勤勉手当の支給月数と同様に改正するものでございます。

なお、教育長の期末手当につきましても、教育長の給与、旅費、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例第4条において教育長の期末手当の額は浦幌町特別職の職員の給与等に関する条例の例によると規定されていることから、同様に改正となるものでございます。

2、改正の内容でございますが、下の表も併せて御覧願います。①の第1条関係につきましては、令和3年度分の改正になります。期末手当の12月期の支給率を0.15月分引き下げ、2.225月分から2.075月分とするものでございます。

②の第2条関係につきましては、令和4年度以降の改正になります。期末手当の6月期及び12月期の支給率を2.15月分とするものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明資料8ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○田村議長 これでは本日の日程及び本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。

令和3年第6回浦幌町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分